

# 墨田区家事・育児サポーター事業 利用あんない

妊娠中の方や乳幼児期（0歳から2歳まで）のお子さんを育てるご家庭に対し、ご自宅へサポーターを派遣して家事・育児の支援サービスを実施することにより、身体的・精神的負担を軽減し、妊娠期及び産後も安心して子育てできるよう支援する事業です。

墨田区と提携したサポーター派遣事業者の家事・育児サービスを利用する際に、墨田区が交付する「利用券」をサポーター派遣事業者へ提出することで、一定の負担でご利用いただくことができます。

（事前に墨田区へ利用登録申請をすることが必要です。）



〈問い合わせ先〉

墨田区 子育て支援総合センター

住所：墨田区横川 5-7-4 すみだ保健子育て総合センター4階

電話：03-3622-1150

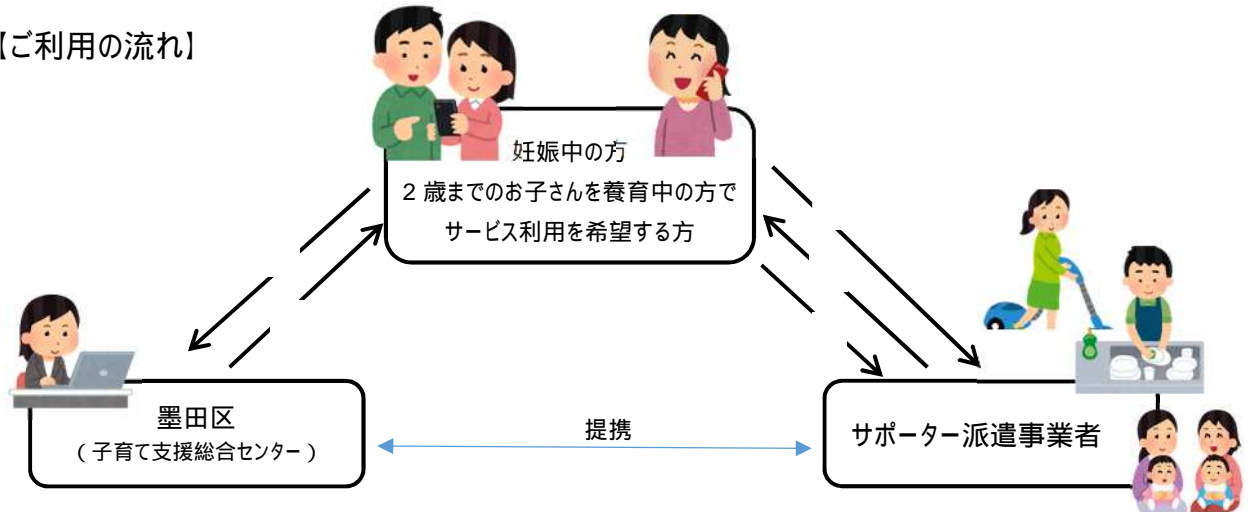
Email：KOSODATESOGOCCENT@city.sumida.lg.jp

〈事業概要〉

<p><b>対象者</b></p>	<p>墨田区在住で次のいずれかに該当する方          ・妊娠中の方          ・0～2歳のお子さんを養育されているご家庭</p>
<p>サービスを行う場所</p>	<p>墨田区内の利用者ご自宅が基本です。 同行支援の場合を除きます。</p>
<p>利用事由</p>	<p>事由は問いません。家事支援又は育児支援が必要なときに利用ができます。          ＊ただし、妊娠期の利用は妊婦の方が、産後の利用は原則保護者の方とお子さんが在宅していることが必要です。</p>
<p>サポーターが行う サービスの内容</p>	<p>家事支援（例） 日常の家事の範囲内です          ・炊事（食事の準備、片付けなど）          ・洗濯（洗濯機での洗濯、干す、畳むなど）          ・掃除（掃除機・簡易モップ等での掃除、台所・トイレ・お風呂等の掃除、整理整頓など）          ・買い物（徒歩圏内のスーパーマーケットやコンビニエンスストア等での買い物など）          育児支援          ・沐浴の補助（沐浴の準備、片付け、着替えなどのお手伝い）          ・授乳・食事の補助（ミルクづくり・授乳、食事の介助など）          ・お子さんのお世話（おむつ替え、着替え、遊び相手など）          ・兄姉（未就学児）のお世話（着替え、遊び相手など）          ・同行支援（買い物、通院及び公的機関への手続きなどへの同行） など          支援の詳細は P.6 をご覧ください。  <u>サポーター派遣事業者によって提供できるサービスが異なります。</u>          詳しくは墨田区のホームページをご覧ください。</p>
<p>利用上限時間数</p>	<p>利用時間の上限は P. 5 をご覧ください。          ＊サービスの利用は 1 時間単位です。</p>
<p><b>利用料金</b>  <small>* 事業者により異なります</small></p>	<p>利用者が負担する利用料金は、<u>サポーターを派遣する事業者ごとに異なります。</u>          詳しくは墨田区のホームページをご覧ください。</p>
<p>サポーター派遣事業者</p>	<p>各事業者の詳細は墨田区のホームページをご覧ください。  <u>サポーター派遣事業者の情報は随時更新します。</u>          ＊派遣可能な曜日や時間は事業者により異なります。</p>



【ご利用の流れ】



<p>利用登録申請</p> <p>↓</p>	<p>○子育て支援総合センターへ利用登録申請 申請手続き「入力フォーム」から登録の申請をしてください。 入力フォーム P.5 * 申請フォームに接続が可能なパソコンやスマートフォンをお持ちでない方は、お電話や子育て支援総合センター窓口での申請も可能です。 * 妊娠期の登録申請に親子(母子)健康手帳が必要です。 * <b>利用登録は「妊娠期」や「年齢」ごとに申請が必要です。</b></p>
<p>②利用決定及び利用券の送付</p> <p>↓</p>	<p>○子育て支援総合センターは申請内容を確認し、決定通知書及び利用上限時間分の「利用券」を送付します。 ・申請から決定通知書及び利用券送付まで2週間程度かかる場合があります。 ・事業者へのサポート利用予約は決定通知書と利用券がお手元に届いてからとなります。</p>
<p>サービス利用予約</p> <p>↓</p>	<p>○サポーター派遣事業者により提供するサービス内容や利用料金が異なります。確認のうえ、直接サポーター派遣事業者へサービス利用の申込みをしてください。 ・申込み方法はサポーター派遣事業者により異なります。 ・申込みの際は必ず「墨田区の家事・育児サポーター事業での利用で、利用券があること」を伝えてください。</p>
<p>サービス実施</p> <p>↓</p>	<p>○サポーターがご自宅を訪問し、家事・育児サポートを実施します。 ・利用時間分の利用券を事業者へお渡しください。</p>
<p>利用料金の支払い</p>	<p>○サポーター派遣事業者へ直接お支払いください。 ・利用料金の支払い方法は事業者により異なりますので、必ず「サービス利用予約」の際に確認してください。</p>

## 利用にあたっての注意事項

項目	内容
登録	<p>○登録は妊娠期及び各年齢で申請が必要です。</p> <p>・例として「0 歳」で登録申請した時に、お渡しする利用券の利用期限は 1 歳の誕生日の前日までです。1 歳の誕生日後も利用する場合は、再度「1 歳」での登録申請が必要となります。 ) * P.5 をご覧ください。</p>
サービスの利用	<p>○利用中は保護者の方が在宅及び同伴している必要があります。( 買い物の支援を除く )</p> <p>・<u>テレワークや内職等、自宅での就労は「在宅」とはなりませんのでご注意ください。</u></p> <p>サービス内容によって、同時に 2 名のサポーターを派遣する必要がある場合はサポーターの人数×時間数分の利用券が必要となります。そのため、例えば 1 時間の利用の場合であっても 2 時間分利用したことになりますのでご承知おきください。</p>
利用をお断りする 場合	<p>・お子さんやご家族、同居する方に発熱や感染症の疑いがあるなど体調不良がみられるとき。</p> <p>・利用料金やキャンセル料に未払いがあるとき。 など</p>
兄弟の利用	<p>○3 歳以上の兄弟のみでの利用はできません</p> <p>・兄弟(未就学児)のお世話や外出等での利用はできますが、保護者の方及び対象のお子さんが一緒にいることが条件となります。</p>
利用券について	<p>○<b>利用券には利用期限がありますのでご注意ください。(年齢ごとの申請が必要です。)</b></p> <p>○利用券を紛失した場合、未利用数の再発行が可能です。子育て支援総合センターへ再発行の申請をしてください。なお、再発行には 2 週間以上かかる場合があります。</p> <p>○利用券の第三者への譲渡は固く禁じます。</p>
引っ越しした時	<p>○<u>墨田区内</u>でのお引越しの場合は引き続き利用が可能です。( お引越されましたら、子育て支援総合センターへお知らせください )</p> <p>○<u>墨田区外</u>へのお引越しの場合、転出日以降の利用はできません。</p>
キャンセルについて	<p>・キャンセル料の発生は事業者ごとに異なります。</p> <p>* キャンセル料が発生する場合、その時間分の利用券も派遣事業者への提出が必要な場合があります。キャンセル料が発生する場合のルールや支払方法など、詳しくはサポーター派遣事業者へお問い合わせください。</p>
その他	<p>墨田区家事・育児サポーター事業は、墨田区が補助をすることで、墨田区が提携した民間事業者の家事・育児サービスを一定の負担でご利用いただけるものです。</p> <p>サービスを利用したときやキャンセル料金が発生したときに派遣事業者へ利用券の提出をしなかった場合、利用期限切れの利用券の場合、また、第三者の利用券を使用した場合などは区による利用の補助をすることができなくなるため、派遣事業者指定の料金を全てご負担いただくこととなります。</p>

《利用上限時間・利用期限・登録受付の開始について》

	利用上限時間	利用期限	登録受付の開始時期
妊娠期（多胎妊娠以外）	20 時間	出産日まで	親子(母子)健康手帳の交付後

多胎児以外	利用上限時間 (0 歳~2 歳のお子さんの人数により異なります)		利用期限	登録受付の 開始時期	
	1 人	2 人以上			
対象児（一番 年下のお子さん） の年齢	0 歳	60 時間	180 時間	1 歳の誕生日の前日	出産日から
	1 歳	20 時間	40 時間	2 歳の誕生日の前日	1 歳の誕生日の 1 か月前から
	2 歳	20 時間		3 歳の誕生日の前日	2 歳の誕生日の 1 か月前から

多胎児	利用上限時間	利用期限	登録受付の 開始時期
多胎妊娠期～0 歳	240 時間	1 歳の誕生日の前日	親子(母子)健康手帳の交付後
1 歳	180 時間	2 歳の誕生日の前日	1 歳の誕生日の 1 か月前から
2 歳	120 時間	3 歳の誕生日の前日	2 歳の誕生日の 1 か月前から

**2 歳までのお子さんが複数いる場合、一番年下のお子さんの年齢区分がそのご家庭の利用上限時間となります。**

（例）すでに利用登録をしている 1 歳のお子さんが出て、赤ちゃんがお生まれになった場合、お生まれになった赤ちゃん（一番年下のお子さん）「0 歳」で利用登録申請していただくと、そのご家庭の利用上限時間数を改めて設定するため、年上（1 歳）のお子さんの利用券は使えなくなり、新たにそのご家庭の利用上限時間分（180 時間）の利用券をお送りします。

\* 妊娠期（多胎妊娠以外）は 20 時間分の利用券を交付します。また、併せて 2 歳までのお子さんでの申請も可能です。（別々に入力フォームから申請をしてください）

\* 多胎児と多胎児以外のお子さんを養育しているご家庭の場合、それぞれの利用上限時間数を比較して多い方がそのご家庭の利用上限時間となります。

\* 利用券は利用期限があります。そのため、継続してご利用される場合は、誕生日後の年齢で改めて申請する必要があります。

詳しくは、子育て支援総合センターへお尋ねください。

登録申請「入力フォーム」はこちら 墨田区電子申請サービス (LoGo フォーム)		
<b>妊娠期(多胎妊娠以外)の方</b> <a href="https://logofom.jp/form/DnDq/306891">https://logofom.jp/form/DnDq/306891</a> 	<b>0 歳、1 歳、2 歳(多胎児以外)の方</b> <a href="https://logofom.jp/form/DnDq/262770">https://logofom.jp/form/DnDq/262770</a> 	<b>多胎妊娠、多胎児の方</b> <a href="https://logofom.jp/form/DnDq/307361">https://logofom.jp/form/DnDq/307361</a> 

## 【サービス内容の例】

	支援できることの例	留意事項・支援できないことの例
(1) 家事に関する支援	<p>家事支援に必要な備品等（器械・洗剤等）は利用者にご用意いただき、無償で使用させていただきます</p> <p>ア 食事の準備及び後かたづけの例                      (ア) 調理（一般家庭で日常的に調理可能なもの。例：炒飯、みそ汁、カレー、煮物、野菜炒め、焼き魚等）                      (イ) 配膳・後かたづけ（食器洗い等）</p> <p>イ 衣類の洗濯、補修の例                      (ア) 洗濯機を回す、洗濯物を干す、干した洗濯物を取り込みたたむ、タンス等へしまう                      (イ) アイロンをかける、ボタンを付ける</p> <p>ウ 居室等の掃除、整理整頓の例                      (ア) 掃除機、フロア用掃除用具、粘着カーベットクリーナーによる掃除                      (イ) 台所・トイレ・風呂・洗面所の日常的な掃除                      (ウ) 玄関・ベランダの掃き掃除</p> <p>エ 生活必需品の買い物例                      (ア) スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどの食材・日用品の買い物</p> <p>オ 日常的に行う必要がある家事の例                      (ア) 日常的に使用している布団を干す                      (イ) 郵便局・ポストへの郵便物の持ち込み</p>	<p>家事支援は、危険な作業や専門的な機材・知識を必要とする作業・調理等はできません。</p> <p>ア 食材等の買い出しを依頼することもできますが、利用時間を含みます。商品代・交通費は利用者負担です。</p> <p>イ 日常的に着用する衣類の洗濯・補修です。毛布やカーベット、カーテン等の洗濯などはできません。</p> <p>ウ 掃除等に必要な道具は、利用者にご用意ください。いわゆる「大掃除」は含みません。日常的に行う必要がある掃除等に限り、できないことの例は以下のとおりです。                      (ア) 排水溝の掃除、浴室・トイレ等のカビ取り等                      (イ) エアコン・ガスコンロ・冷蔵庫等の掃除                      (ウ) 窓の掃除・庭の掃除、草むしり、水まき</p> <p>エ 商品代・交通費は利用者負担です。移動時間も利用時間を含みます。出産祝いのお返しの買い物等はできません。</p> <p>オ できないことの例は以下のとおりです。                      (ア) 自動車の給油・洗車                      (イ) 銀行などでの振り込み、現預金の預け入れ・引き出し等                      (ウ) 区役所・税務署等への申告等                      (エ) ペットの世話・散歩等</p>
(2) 育児に関する支援	<p>育児支援に必要な備品等（ほ乳瓶・おむつ・玩具等）は、利用者にご用意いただき、無償で使用させていただきます。</p> <p>ア 授乳の例                      (ア) 湯沸かし、粉ミルクの調合                      (イ) ほ乳瓶の洗浄・煮沸・かたづけ</p> <p>イ おむつ交換の例                      おむつ交換、使用済みおむつをまとめて捨てる</p> <p>ウ 沐浴介助の例                      (ア) ベビーバスの用意・かたづけ                      (イ) 赤ちゃんを拭き、おむつをはかせ、服を着せる</p> <p>エ 適切な育児環境の整備の例                      (ア) エアコンの温度調節、窓あけ・カーテンによる室温調節                      (イ) ベビー布団を干す、シーツ・毛布等を洗濯する                      (ウ) 赤ちゃんの着替え</p> <p>オ 保育園・学校等への送迎補助の例                      (ア) 赤ちゃんを連れて兄弟の送り迎えをするときに付き添う</p> <p>カ 日常的に行う必要がある育児の例、その他                      (ア) 居宅内で上の子の遊び相手になる                      (イ) ベビー布団の用意・かたづけ                      (ウ) 病院の受診への同行                      (エ) お母さんが休息中の赤ちゃんの見守り</p>	<p>原則として、育児に関する支援は、利用者（保護者）とお子さんが一緒にいる場所で行います。</p> <p>外出（保育園等への送迎、病院等への付き添い、上の子の外遊び等）は、保護者同伴の場合に限り、交通費は利用者負担です。移動時間も利用時間を含みます。サポーターとお子さんだけの留守番等もできません。</p> <p>ウ サポーターは「沐浴」そのものをすることはできません。</p> <p>エ ベビーベッド、乳児用玩具等の組み立て・取付け等はできません。</p> <p>カ                      (ア) (イ)                      保護者の方がすぐに声の掛けられる場所（同室や隣りの部屋など）にいる場合に限り、</p>
(3) その他の支援できないことの例	<p>(ア) 利用者がテレワーク、内職等に就いているときの支援                      (ウ) 医療行為                      (オ) 自家用車等への同乗・運転等                      (キ) 同時に家事支援と育児支援を行うこと（例：調理をしながらの赤ちゃんの見守り など）                      (ク) お子さんやご家族、同居する方に発熱や感染症の疑いがあるなど体調不良がみられるとき</p>	<p>(イ) 行事等への付き添い                      (エ) 片道概ね1km以上の徒歩での移動                      (カ) 日常的に（ほぼ毎日）行う必要がないこと</p>

本事業はお子さんのお預かり（サポーターとお子さんだけで過ごす等）はできません。

別途 一時保育・一時預かり、訪問型保育支援事業「はく（Hug）」、すみだファミリーサポート・センター事業などの利用をご検討ください。